

技術対話における確認事項への回答

No	資料名	頁/様式	大項目	中項目	小項目	項目名	確認事項	回答
1	基本契約書(案)【改訂第2版】 及び 入札説明書等に関する 質問書への回答(第2回)	前文					2. 本基本契約に付随する契約 及び 質問回答No.166	回答No.166「本基本契約、設計及び建設工事請負契約、運転維持管理業務委託契約の3つの契約すべてを不可分一体なものとして取り扱うは、その他の回答No.170-184の内容と齟齬があると思われま す。 回答No.166は、【本基本契約と設計及び建設工事請負契約】、【本基本契約と運転維持管理業務委託 契約】を不可分一体なものとして理解できないでしょうか。そのことで、貴市町と事業者の理解が同一の ものと成りうると考えましたが、如何でしょうか。
2	入札説明書【改訂第2版】	23	第5章	4	(2) (ウ)オ	参考内訳額		現在公表している資料から計画を提案していただき、入札価格を設定してください。また、提案書の定量化審査 に関する提出書類として、提出書類作成要領及び様式集 様式IV-15-1及び様式V-2にて各々の内訳及び明 細の提出を求めています。また、提出書類作成要領及び様式 集 様式IV-15-1及び様式V-2の内訳書は提出の必要性があるでしょうか。
3	入札説明書【改訂第2版】	23	第5章	4	(2) (ウ)オ	設計変更時に使用する落札率		受注後に、「対価Aを除く設計及び建設工事業務の対価B」や「運転維持管理業務の対価C」に設計変 更が生じた場合で、設計変更金額確定に使用される落札率は、「場外管路等の建設工事業務の対価 A」の考え方と同様に設計及び建設工事請負契約書(案)第37条(2)の「受注者が入札時に提案した全体 事業費事業請負率」が使用されると理解すれば良いでしょうか。
4	設計及び建設工事請負契約書(案) 【改訂第1版】	16	36条			一部の場外施設等に係る本工事開始前の建 設工事請負代金額の変更	設計及び建設工事請負契約書(案)第36条及び第37条を前提とし別表2に関わる変更契約の手法につ いて以下の点をご教示願います。 ①設計変更の手法で、要求水準書で示された開削工、水管橋及び推進工の延長や事業者提案の施工 法から、契約後に実施する詳細設計段階で、数量に差異が出た場合は、事業者提案の数量をベースに 変更数量の増減に対する設計変更と理解してよいでしょうか。または、契約後に詳細設計を実施後に、 当初契約金額(第36条の範囲内)を皆無とし、詳細設計後の積算額に落札率を乗じた額が変更契約額 との理解でよいでしょうか。 ②要求水準書で示された配管及び連絡路のルートが、詳細設計(事前調査を反映)で、施工法の合 意が貴市町と事業者が合意出来ない場合や用地等管理者の占用許可・使用許可が出ない等の理由 により、要求水準ルートでの施工が困難と判断された場合は、設計及び建設工事請負契約書(案)第71 条に該当せず、事業者側に責任が無いとの理解でよいでしょうか。また、その場合にはルート変更 の検討が生じることになります。検討にあたって発注者からも協力をいただけるものとし、ルート変更 に伴う設計変更にも対応していただけるとの理解でよいでしょうか。	
5	設計及び建設工事請負契約書(案) 【改訂第1版】	16	36条			一部の場外施設等に係る本工事開始前の建 設工事請負代金額の変更	設計及び建設工事請負契約書(案)第36条及び第37条に関わる管路や連絡路の施工に関しては、不 確定要素が多く、施工のためには、事前調査後の結果や他事業との協議等によっては、特殊工法など を用いる可能性も秘めており、大幅な設計変更も想定されます。そのため、変更契約額の上限で金額 での制限があれば、その内容をご教示願います。また、入札額に対する率での制限がある場合は、そ の最大値をご教示願います。	
6	要求水準書【改訂第3版】	77 78	第6章	4	2	(7) 新浦上配水池連絡通路	「① 浦上浄水場敷地内から新浦上配水池及び新女の都ポンプ場へ通じる連絡通路を建設すること。」 ② 連絡通路は、工事車両及び配管が布設できる幅員を確保すること。」について、県道113号線(橋梁 折下部)における道路線形の検討を実施するため、以下の点を確認いたします。 ① 本区間の連絡通路は拡幅工完了後の着手との認識でよろしいでしょうか。 ② 河川新設護岸を路肩土留め擁壁と想定して計画してよろしいでしょうか。 ③ 河川護岸拡幅工事後の連絡通路工事での配管設計図面となるものが推定されますが、発注者側で 河川協議が完了していると理解してよろしいでしょうか。 ④ 迂流水路(接触槽)の撤去可能範囲は、事業者提案と理解してよろしいでしょうか。または、仮設や撤 去可能範囲などに制限がある場合はご教示願います。 ⑤ 橋梁折下部について、道路の有効高等の条件を明示していただけないでしょうか。 ⑥ 連絡通路への管路布設について、全管路を埋設する条件では非常に困難を極めるため、現状の管 路布設の条件を緩和していただけないでしょうか。	
7	要求水準書【改訂第3版】	33	第6章	2	2	新浄水場設計共通事項⑨	「施設内の水槽は、内面に防水塗装を行う」に対し、建設費・将来発注が予定される維持管理費の大幅 なコスト削減を目的とし、事業者提案で水槽内面の防水塗装は、浄水池のみとする提案は要求水準に 到達しているという理解でよろしいでしょうか。	
8	要求水準書【改訂第3版】	33	第6章	2	2	新浄水場設計共通事項⑨	工期短縮を目的に水槽構造物の水張試験は、事業者提案で、塗装後に実施する計画としたいのです が、要求水準に到達しているという理解でよろしいでしょうか。	
9	要求水準書【改訂第3版】	81 82	第7章	1	5	(2) 建設業務期間中の対応	工事期間中に発生する濁水や洗浄水の処理に関する漁業補償や協賛金(以下:漁業補償)等に関わ り、以下の事項を確認及びご教示願います。 ① 工事範囲の河川や隣接する河川等で、漁業補償が発生すると予想される河川がある場合はご教示 願います。 ② 過去に貴市や貴町の工事で漁業補償が発生した事例がある場合は、その補償内容をご教示願いま す。 ③ 工事中に発生する濁水で、水質放流基準を遵守している場合において、ノッチタンク等から河川放流 をする場合には漁業補償の対象と考えられるかご教示願います。また、雨水管等を經由して放流する 場合には漁業補償の対象から外れるのかご教示願います。 ④ 新設水道管や新浄水場の池等の洗浄水を水質放流基準を遵守し、河川放流する場合は、漁業補償 の対象となる場合があれば、どのようなケースかご教示願います。 ⑤ 漁業補償が発生する場合は、設計変更の対象と理解してよろしいでしょうか。	

No	資料名	頁/様式	大項目	中項目	小項目	項目名	確認事項	回答
10	要求水準書【改訂第3版】	76	第6章	4	2	(5)水管橋⑧	水管橋の施工で「事前の河川管理者との協議では護岸掘削は不可と回答」となっています。また、詳細設計により護岸掘削が必要となった場合に、詳細設計により護岸掘削を発注者が同意された場合には、河川管理者へ対し協議を発注者が行って頂けると理解してよろしいでしょうか。また、そのような場合は、設計費及び施工費を設計変更の対象と理解してよろしいでしょうか。さらに、上記質問でも記載していますが、この場合に、漁業補償が発生した場合に設計変更の対象として頂けると理解してよろしいでしょうか。	前段については、受注者が行う河川管理者との事前協議をもとに詳細設計を行うものとします。事前協議の際には、発注者も同席する等の協力は行うこととしております。中段については、設計及び建設工事請負契約書(案)【改訂第1版】第36条の、「本業務のうち、別紙2で掲げる場外施設及び場外管路の建設工事業務に関しては、受注者は、詳細設計後の設計成果物の内容を踏まえ、発注者の承諾を得た上で、当該場外施設及び場外管路に係る建設工事請負金額を変更することができる。」の記載から設計費については変更の対象としませんが、建設費(施工費)は、別紙2に示す要求水準書「6.4.場外管路設計」で掲げる場外管路に該当するため、設計変更の対象といたします。後段については、設計及び建設工事請負契約書(案)【改訂第1版】第42条(第三者に及ぼした損害)に基づきます。
11	要求水準書【改訂第3版】	13	第2章	9		事業期間	表中に「全量通水開始」は、新浄水場及び第2浄水場から両市町の給水区域に全量を給水開始できることを意味する。」とありますが、「全量通水」とは、全量が通水できる体制が確保できた段階と理解してよろしいでしょうか。水処理の使用量に上層がある関係上、既設浄水場からの送水量(取水量)を徐々に減らしつつ、新浄水場の送水量(取水量)を増加させる安定した切替えを実施するものと理解していることから、この期間は、新浄水場から一部通水が始まった時点で運転維持管理業務が必要になると考えます。そのため、全量通水が可能となった新浄水場の試運転期間終了後から「運転維持管理業務」がスタートすると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	要求水準書【改訂第3版】	50 54	第6章 第6章	3.2 3.3		場外施設設計共通事項②(環境負荷低減) 施工ヤード⑦	近隣住民と円滑な交渉で着手できるように、近隣住宅街から約30m程度離す提案を検討しています。その場合に、新浄水配水池の基礎の一部を盛設コンクリート(支持層:風化安山岩)として施工を検討し、場内計画レベル(EL:70.0)より低い箇所には型枠壁を設置して施工ヤードを確保したいと考えていますが、貴市町の要求水準に達しているかと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	設計及び建設工事請負契約書(案) 【改訂第1版】	16				30条	場外管路で、要求水準書の内容を基に設計委託料の受注額の積算を行いますが、詳細設計の段階で管路延長の増減や推進工事等数量変更並びにルート変更などが生じた場合に、その増減に併せて設計業務の設計変更をして頂けると理解してよろしいでしょうか。	設計変更の対象としません。ただし、設計及び建設工事請負契約書【改訂第1版】第28条、第29条に該当する場合を除きます。
14	要求水準書【改訂第3版】	72	第6章	4	2	場外管路設計共通事項	長与町⑤のJR軌道下及びJRIに近接する設計及び建設工事で、この範囲はJR九州との協議により決定されるが、発注者からJR九州へ業務委託されると理解してよろしいでしょうか。	当初はお見込みの通り、JR直轄工事で協議を行ってまいりましたが、直近の再協議において、近接工事でよいとの回答を得ましたので、設計・施工共に別途発注予定です。
15	要求水準書【改訂第3版】	28	第5章	1		(2)埋設構造物撤去及び造成①	周辺環境への振動騒音の抑制や提案工期の短縮、建設コストの低減を目的とし、当グループは、北部下水処理場の全4施設の底版と壁を残置する計画としますが、貴市町の要求水準に達しているかと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり地下構造物の撤去を原則とします。ただし、地下構造物を残置する場合は、下水処理施設の底版下部の脆弱な土質に対する適切な対策及び廃棄物処理法に基づいた「既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン」に準拠した残置理由を示した提案としてください。
16	要求水準書【改訂第3版】	22	第3章	6		他事業との調整	貴市町と事業者で協力して、他の事業と交渉や調整していく上で、事業者側が配置する統括責任者と同等に、貴市及び貴町でも各1名の他事業対応の責任者を配置頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	発注者が配置する監督職員が対応することとしております。
17	要求水準書【改訂第3版】	58	第6章	3	5	表22	道/尾浄水場内に今回新設・機能増設で設置する機器の電源は、既設の浄水場の電源を使用してもよろしいでしょうか。さらに将来計画により別引込電源を設けた方が良い等あればご教願います。その場合は、設計変更の対象と理解してよろしいでしょうか。	新設・機能増設分の電源は既設電源を使用して問題ございません。別引込に関しては事業者提案とします。
18	要求水準書【改訂第3版】	78	第6章	4	2	(8)道/尾配水池及び高田越減圧槽	道/尾配水池及び高田越減圧槽の流入部に設ける流入制御用設備の電気盤は、上記質問で整備する遠方監視装置用の盤と同一盤とすることで、設置面積の省力化や将来のメンテナンスに必要なコストの縮減につながると考えていますが、貴市町の要求水準に達しているかと理解してよろしいでしょうか。また、可能な場合、操作性の観点から流入弁の近傍に盤設置は可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	要求水準書【改訂第3版】	87	第8章	2	4	膜薬品洗浄業務	「②薬品洗浄廃液は産業廃棄物として適切な処理を行うこと。薬品洗浄後のすすぎ水の処理については事業者提案とする。」とありますが、一方で6.2.3-(3)⑩では「薬品洗浄廃液や薬品洗浄後のすすぎ水等の処理は、事業者提案とする」との記載があり、薬品洗浄廃液の処理の記載に齟齬があると理解しました。よって、薬品洗浄廃液の処理方法は、産業廃棄物処理に限定されるものなのか、もしくは法令を遵守すれば事業者提案として中和処理後に下水道へ放流なども認められるのかご教示願います。	薬品洗浄廃液等の処理方法は法令遵守を前提とし、事業者提案とします。(産業廃棄物処理、中和処理含む) 8.2.4.膜薬品洗浄業務②の記載について、要求水準書【改訂第3版】の記載内容に改訂いたします。
20	要求水準書【改訂第3版】	52	第6章	3	3	(1)配水池⑪	取付道路と交差する工事用道路に横断暗渠等を新設し、浦上ダム右岸を雨水排水の流末処理先として、計画した場合に貴市町の要求水準に達しているかと理解してよろしいでしょうか。また、この場合の河川協議をはじめ漁業補償に対しての貴市町の考え方をご教示願います。	前段についてはご理解のとおりです。後段については、雨水排水の流末処理に制限はないものと考えております。また、漁業補償は想定しておりません。
21	全般					技術対話内容の契約上の位置づけについて	技術対話の確認事項に対する回答は、今後の契約上でどのような位置付けになるでしょうか。	契約書類の一部として位置付けるものとしたします。
22	全般					技術対話内容の契約上の位置づけについて	今回の回答をホームページで公開するにあたって、入札参加者との協議により、著作権等に関する内容など公表できない分があると考えますが、公表できない分も含めて契約書類と同等の扱いとしたいだけなのでしょうか。	同等の扱いといたします。